

# 福岡県公報

平成三十一年二月二十二日  
第四千七十号  
増刊 ①

福岡県政府調達苦情検討委員会設置要綱

福岡県知事 小川 洋

## 目次

### 公 告

○福岡県政府調達苦情検討委員会設置要綱	(会計管理局会計課)	……………一
○政府調達に関する苦情の処理手続	(会計管理局会計課)	……………二
○政府調達に関する苦情の処理手続細則	(会計管理局会計課)	……………五
<b>選挙管理委員会</b>		
○政治団体の設立届	(市町村支援課)	……………七
○政治団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	……………八
○政治団体の解散届	(市町村支援課)	……………九
○資金管理団体の指定届	(市町村支援課)	……………十
○資金管理団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	……………十
○資金管理団体の指定取消届	(市町村支援課)	……………一一
○政治団体の設立届	(市町村支援課)	……………一一
○政治団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	……………一二
○政治団体の解散届	(市町村支援課)	……………一三
○資金管理団体の指定届	(市町村支援課)	……………一三
○資金管理団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	……………一四

### 公 告

福岡県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成八年二月十四日福岡県公報第四十一号増刊①)の一部を平成三十一年一月三十日に改正したので、改正後の要綱を公告する。

平成三十一年二月二十二日

### (目的)

**第一条** 県の機関及び県が単独で設立する地方独立行政法人が行う調達であつて、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第一条に規定する千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の対象となる調達に係る供給者の苦情について、政府調達に関する苦情の処理手続(平成三十一年一月三十日知事改正決定)に基づき、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、福岡県政府調達苦情検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (委員会の構成等)

**第二条** 委員会の定数は五人とする。

**2** 委員は、人格が高潔で、地方公共団体の入札・契約制度に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

**3** 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期については、前任者の残任期間とする。

**4** 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

**5** 委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることはない。

イ 破産手続開始の決定を受けたとき

ロ 禁錮以上の刑に処せられたとき

ハ 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに不適しい非行があると認められたとき

### (守秘義務)

**第三条** 知事は、委嘱の際委員に職務上知り得た秘密を漏らさないことを誓約させるものとする。

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)  
〔作成〕〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号 久野 印刷株式会社 (電話 092-262-5726)

(委員長)

第四条 委員会に、委員長を置き、互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、議長として委員会の議事を運営する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第五条 委員長は、委員会を招集する。

2 委員長は委員会を招集しようとする場合は、書面により、会議の日時、場所及び議事をあらかじめ委員に通知する。ただし、緊急のため、やむを得ない場合は、この限りでない。

(会議の議決)

第六条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事録)

第七条 委員会においては、議事録を作成する。

(委員会の庶務)

第八条 委員会の庶務は、会計管理局会計課が処理する。

(雑則)

第九条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この要綱は、平成八年二月九日から施行する。

附則

この要綱は、平成二十六年四月十六日から施行する。

附則

この要綱は、平成三十一年二月一日から施行する。

政府調達に関する苦情の処理手続(平成二十六年四月二十五日福岡県公報第三千五百

九十号増刊①)を平成三十一年一月三十日に次のように改正したので公告する。

平成三十一年二月二十二日

福岡県知事 小川 洋

政府調達に関する苦情の処理手続

第一 福岡県政府調達苦情検討委員会

一 福岡県政府調達苦情検討委員会(以下「委員会」という。)は、苦情を文書で受理し、調達機関による当該苦情に係る調達のいかなる側面に関しても事実関係を調査し、調達機関に対する提案を行う。

二 申し立てられた苦情に関して利害関係を持つと認められる委員は、当該苦情の検討に参加することができない。

第二 苦情の申立て

一 供給者(調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。)は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第一条に規定する千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束(以下「協定等」という。)の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、委員会に対し、書面により苦情を申し立てることができる。供給者が、協定等の違反があると考えられる場合には、まず、当該調達を行った機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。

二 供給者が協定等の違反があると考え、調達機関に対し協議を行いたい旨申し出た場合にあつては、当該調達機関は当該供給者と速やかに協議を行い、苦情を解決しよう努めなければならない。

第三 期間

一 本処理手続において、日数の計算は、特に規定のない限り暦日による。

二 本処理手続において、作業日とは、県の休日でない日を用いる。

三 本処理手続において、期間の初日は算入しない。

四 本処理手続において、期間の末日が県の休日に当たるときは、期間はその翌日に

満了する。

#### 第四 参加者

一 苦情の申立てがあつた場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つ全ての供給者は、苦情処理手続に参加することができる。

二 苦情の申立てがあつた場合、当該苦情に係る調達を行った機関（以下「関係調達機関」という。）は、苦情処理手続に参加しなければならない。

三 苦情の申立てがあつた場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つ供給者であつて当該苦情処理手続に参加を希望するものは、第五の六に定める公示後五日以内に参加の意思を委員会に通知しなければならず、当該供給者であつて通知を行った者（以下「参加者」という。）は、本処理手続の適用を受ける。

四 三の規定による参加の通知は、いつでも取り下げることができる。

#### 第五 苦情の検討の手続

一 供給者は、調達手続のいずれの段階であつても、協定等のいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから十日以内に、書面により委員会へ苦情を申し立てることができる。委員会は、苦情の申立てのあつた後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。

二 委員会は、苦情申立ての書類に不備があると認めるときは、当該苦情を申し立てた者に対し、その補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なものであるときは、委員長は職権で補正することができる。

三 委員会は、原則として、申立て後十作業日以内に苦情について検討し、次の各号に該当する場合には、書面により理由を付して却下することができる。

1 遅れて申立てが行われた場合

2 協定等と無関係な場合

3 軽微な、又は無意味な場合

4 供給者からの申立てでない場合

5 その他委員会による検討が適当でない場合

四 関係調達機関は、申し立てられた苦情が却下されるべきと判断する場合には、委員会に対し、書面により理由を付して却下すべき旨申し出ることができる。

五 委員会は、苦情の申立てが遅れて行われても、正当な理由があると認める場合には当該申立てを受理することができる。

六 委員会は、苦情が正当に申し立てられたと認め、申立てを受理した場合には、当該苦情を申し立てた者（以下「苦情申立人」という。）及び関係調達機関に対しその旨を直ちに文書で通知するとともに、委員長の定めるところにより公示を行う。

#### 七 契約締結又は契約執行の停止

1 委員会は、原則として、契約締結に至る前の段階での苦情申立てについては、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約を締結すべきでない旨の要請を、申立て後十二作業日以内に速やかに文書で行う。

2 委員会は、原則として、契約締結後十日以内に行われた苦情申立てについては、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約執行を停止すべきである旨の要請を速やかに文書で行う。

3 委員会は、緊急かつやむを得ない状況にあるため、契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を関係調達機関に対して行わないと決定した場合には、その旨を理由とともに直ちに苦情申立人に文書で通知する。

4 関係調達機関は委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を受けた場合には、速やかにこれに従う。

5 4の場合において、関係調達機関の長が緊急かつやむを得ない状況にあるため、機関として委員会の要請に従うことができないと判断する場合には、その旨を理由とともに直ちに委員会に文書をもって通知しなければならない。委員会は、当該通知のあつた後直ちに当該文書の写しを苦情申立人に送付する。

6 5の通知があつた場合には、委員会は、当該理由が認めるに足りるものかどうかを判断し、その結果を直ちに苦情申立人及び関係調達機関に文書をもって通知しなければならない。

#### 八 検討

1 委員会は、苦情申立人及び関係調達機関に対し説明、主張、文書の提出等を求め、これに基づき、苦情についての検討を行う。

2 関係調達機関は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合を除き、説明、主張、文書の提出等を拒むことができない。

3 委員会は、説明、主張、文書の提出等が、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合に該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、関係調達機関に説明、主張、文書の提示等をさせることができる。この場合においては、何人も、その説明、主張、文書等の開示を求めることができない。

4 委員会は、受理した苦情に係る調達に関して裁判所に対し訴えが提起された場合であっても、当該訴えにかかわらず、本処理手続の定めるところにより苦情についての検討を行う。

5 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会が検討の結果をとりまとめる前に、委員会に出席し、意見を述べることができる。

6 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、弁護士又は委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。

7 6の承認は、いつでも取り消すことができる。

8 代理人の権限は、書面をもって証明しなければならない。

9 代理人が二人以上あるときは、各人が本人を代理する。

10 苦情申立人、参加者、関係調達機関及び代理人は、委員会の承認を得て、補佐人とともに出席することができる。

11 10の承認は、いつでも取り消すことができる。

12 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、当該苦情の申立てに関して開催される委員会における互いの陳述を傍聴することができる。ただし、委員会が傍聴が適当ではないと判断する場合は、この限りでない。

13 委員会は、その判断により、証人を出席させることができる。

14 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会において自らが行う意見若しくは報告の陳述を公開で行うこと又は証人の出席を求めることができる。この場合において、委員会は、原則として、その求めに応ずるものとする。ただし、意見若しくは報告の陳述又は証人の出席は、苦情申立人、参加者、関係調達機関その他の調達に利害関係を持つ者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者に関する営業上の秘密情報の保護に配慮されたものでなければならぬ。

15 委員会は、苦情申立人若しくは関係調達機関の要請により、又は委員会自らの

発意により、苦情の内容について公聴会を開くことができる。

16 委員会は、必要に応じ、検討の対象となる調達に関し意見を述べた技術者等より意見を聴くことができる。この場合において、当該技術者等は、当該調達に関して実質的な利害関係を持つ者であってはならない。

九 一による苦情申立てはいつでも取り下げることができる。

十 関係調達機関の報告書

1 関係調達機関は、申し立てられた苦情が委員会に受理された場合、当該苦情の写しが当該関係調達機関に送付された後十四日以内に、委員会に対し以下の事項を含む苦情に係る調達に関する報告書を提出しなければならない。

イ 当該苦情に係る調達に関連する仕様書、その一部を含む入札書類その他の文書

ロ 関連する事実、判明した事実並びに関係調達機関の行為及び提案を明記し、かつ、苦情事項の全てに答えている説明文

ハ 苦情を解決する上で必要となり得る追加的事項又は情報

2 委員会は、1に定める報告書を受領した後直ちに苦情申立人及び参加者に対し、当該報告書の写しを送付するとともに、当該写しを受領した後七日以内に委員会に意見又は当該報告書に基づき苦情の検討を希望する旨の要望を提出する機会を与える。委員会は、当該意見又は要望を受領した後直ちにその写しを関係調達機関に送付する。

3 委員会は、調達に利害関係を持つ者の同意があつた場合を除き、当該者の営業上の秘密、製造過程、知的財産、その他当該者が提出した営業上の秘密情報を第三者に開示しない。

第六 検討の結果及び提案

一 委員会は、苦情が申し立てられた後九十日以内（公共事業に係る苦情申立てについては五十日以内）に、検討の結果の報告書を文書で作成する。委員会は、当該報告書において、検討の結果の根拠に関する説明とともに、苦情の全部又は一部を認めるか否かを明らかにするとともに、調達の手続が協定等の規定に反して行われたものか否かを明らかにする。

二 委員会は、協定等に定める措置が実施されていないと認める場合には、以下の一

又は二以上を含む適切な是正策を提案するため、報告書とともに提案書を文書で作成する。

- 1 新たに調達手続を行う。
- 2 調達条件は変えず、再度調達を行う。
- 3 調達を再審査する。
- 4 他の供給者を契約締結者とする。
- 5 契約を破棄する。

三 委員会は、検討の結果及び提案を作成するに当たり、調達手続における瑕疵の程度、全部又は一部の供給者に与えた不利益な影響の程度、協定等の趣旨の阻害の程度、苦情申立人及び関係調達機関の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、当該提案が調達機関に与える負担、当該調達の緊急性及び関係調達機関の業務に対する影響等、当該調達に関する状況を考慮するものとする。

四 委員が少数意見の公表を求めた場合には、委員会は少数意見を報告書に付記することができる。

五 委員会は、報告書及び提案書を作成した後直ちに苦情申立人、関係調達機関及び参加者に送付する。

六 関係調達機関は、原則として、関係調達機関自身の決定として、正当に申し立てられた苦情に係る委員会の提案に従うものとする。関係調達機関は、提案に従わないとの判断を行った場合には、提案書を受領した後十日以内（公共事業に係る苦情申立てについては六十日以内）に理由を付して委員会に報告しなければならない。

七 委員会は、検討の結果及び提案に関する外部からの照会に応じる。

八 委員会は、申し立てられた苦情を検討する際に当該苦情に係る調達に関して法律に違反する不正又は行為の証拠を発見した場合には、適当な執行当局による措置を求めため、当該執行当局に通報する。

第七 迅速処理

一 委員会は、苦情申立人又は関係調達機関から文書で苦情の迅速な処理の要請があった場合には、この項に定める迅速処理の手続に従って苦情処理を行うか否かを決定する。

二 委員会は、迅速処理の要請を受領した後直ちに迅速処理を適用するか否かを決定

し、苦情申立人、関係調達機関及び参加者に対し、その決定の結果及びその理由を通知する。

三 迅速処理が適用される場合の期限及び手続は、次のとおりとする。

- 1 関係調達機関は、委員会から迅速処理が適用される旨の通知を受けた後六作業日以内に、第五の十に定める報告書を委員会に提出する。委員会は、当該報告書を受領した後直ちに、苦情申立人及び参加者に対し、その写しを送付するとともに、当該写しを受領した後五日以内に、委員会に意見又は当該文書に基づき事実判断を希望する旨の要望を提出する機会を与える。委員会は、当該意見又は要望を受領した後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。
- 2 委員会は、苦情が申し立てられた後四十五日以内（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る苦情申立てについては二十五日以内）に、検討の結果の報告書及び提案書を文書で作成する。

第八 苦情の受付及び処理の状況の公表

知事は、政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況をとりまとめ、その概要を定期的に公表する。

第九 調達に係る文書の保存

調達機関は、苦情の処理手続に資するため、協定等の対象となる調達を行った場合には、当該調達に係る契約の日から三年間（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る場合にあつては五年間）、当該調達に係る文書（電子的手段による当該調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのデータを含む。）を保存しなければならない。

第十 適用

一 協定等に定める適用基準額の邦貨換算額については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額によるものとする。

二 本処理手続は、平成八年一月一日以降に申し立てられた苦情について適用する。

「政府調達に関する苦情の処理手続細則」（平成二十六年四月二十五日福岡県公報第三千五百九十号増刊①）を平成三十一年一月三十日に次のように改正したので公告する

平成三十一年二月二十二日

福岡県知事 小川 洋

政府調達に関する苦情の処理手続細則

第一 苦情の申立て

一 提供を行うことが可能であった者の定義

「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成三十一年一月三十日知事改正決定。以下「手続」という。）第二の一の「提供を行うことが可能であった者」とは、調達手続への参加に関心を有し又は有していた者で、次に掲げる者を含む。

1 入札に参加した者（提供を行った者を除く。）

イ 一般競争入札に参加した者

ロ 指名競争入札に参加した者

ハ 随意契約手続に何らかの対応をした者

2 入札に参加する予定はあったが、参加しなかった者

イ 調達手続に違反があったため入札に参加しなかった者

ロ 調達機関が指名競争入札又は随意契約を行ったため、参加できなかった者

ハ 入札参加資格手続において参加を認められなかった者

3 入札手続（随意契約を含む。）に間接的に参加する者

二 協議の終了

手続第二の二に基づく協議は、供給者、調達機関のいずれからでも、書面による通知をもって打ち切ることができる。

三 協議の期間の取扱い

手続第二の二に基づく協議終了の結果、苦情が解決に至らなかった場合には、協議に要した期間は苦情申立期間の進行が停止するものとし、その期間は苦情申立期間から除外する。

第二期間

一 県の休日の定義

県の休日とは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第二十三号）第一条各号に掲げる日をいう。

第三 参加者

一 参加の意思の通知

手続第四の三に基づく参加の意思は、参加の趣旨及び理由を明らかにした書面をもって通知しなければならない。

二 参加の通知の取下げ

イ 手続第四の四の規定に基づく取下げは、書面をもって行わなければならない。

ロ 委員会は、手続第四の四の規定に基づく取下げがあった場合には、当事者に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

第四 苦情の検討の手続

一 郵送に係る苦情申立ての期限

手続第五の一に基づく苦情申立ての書類が郵便により提出された場合には、その郵便物の通信日付印により表示された日（その表示がない場合又はその表示が明瞭でない場合には、その郵便物について通常要する郵送日数を基準としたときにその日に相当するものと認められる日）に提出されたものとみなす。

二 十作業日の緩やかな解釈

手続第五の三に基づく苦情申立ての却下については、十日間では判断困難なこともあり得るので、申立て後「十作業日」以内に却下することを原則とするが、個別事情に応じあくまで例外的措置として「申立て後十作業日」を超えた場合も却下することができる。

三 誤った教示をした場合の救済

関係調達機関又は福岡県政府調達苦情検討委員会が誤って所定の期間よりも長い期間を苦情申立期間として教示した場合であって、その教示された期間内に苦情申立てがされたときは、当該苦情は、所定の苦情申立期間に申し立てられたものとみなす。

四 苦情申立てを受理した場合の公示方法

手続第五の六の規定に基づく公示は、「苦情申立てを受理した場合の公示方法について」（平成二十六年四月十五日福岡県政府調達苦情検討委員会委員長改正決定）により行う。

五 調達機関の定義

調達機関とは、産品及びサービス又は公共事業等の調達を行う機関であつて、県の機関（地方自治法に定める知事、委員会及びその他の機関の内部部局、附属機関並びに支庁、地方事務所、支所及び出張所を含む。）及び県が単独で設立する地方独立行政法人とする。

六 調達機関の長の定義

イ 県の機関においては、知事とする。ただし、財務規則等に基づき、知事よりその所掌に係る支出負担行為に関する事務権限が委任されている場合には、支出負担行為担当官を調達機関の長とみなす。

ロ 地方独立行政法人においては、理事長とする。

七 代理人についての承認の申請の方式等

イ 弁護士である代理人の権限を証明する手続第五の八の八の書面には、代理人の所属する弁護士会の名称及び代理人の事務所を記載しなければならない。

ロ 弁護士以外の者を代理人とすることにつき手続第五の八の六の承認を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係その他代理人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。

ハ ロの書面には、代理人の権限を証明する手続第五の八の八の書面を添付しなければならない。

八 補佐人についての承認の申請の方式

手続第五の八の十の承認を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係その他補佐人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。

九 利害関係を有する者の定義

手続第五の八の16の「当該調達に関して実質的な利害関係を持つ者」とは、当該調達過程に技術者、アドバイザー、建築士等として関与した者又は苦情申立人と縁故関係を含む人事上のつながりのある者をいう。

十 苦情申立ての取下げ

イ 手続第五の九の規定に基づく取下げは、書面をもって行わなければならない。

ロ 委員会は、手続第五の九の規定に基づく取下げがあった場合には、当事者に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

十一 関係調達機関の報告書の当事者以外への非公開

委員会は、苦情申立人及び参加者に対し、手続第五の十の1の規定に基づく報告書の内容について当事者以外に公表しないように要請する。

十二 商業上の秘密情報の定義

手続第五の十の3の「商業上の秘密情報」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて公然と知られていないものをいう。

第五 検討の結果及び提案

手続第六の一及び第六の二の規定による報告書及び提案書の公表方法については、委員会が別に定める。

第六 苦情の受付及び処理の状況の公表

手続第八の規定に基づく公表は、「政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表方法について」（平成二十六年四月十五日知事改正決定）により行う。

**選挙管理委員会**

福岡県選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成三十一年二月二十二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
姉川さつき後援会	姉川さつき	姉川和義	福岡県古賀市川原九八九―二	三〇、九、二〇
荒武みるき後援会	荒武見希	荒武見希	福岡県福岡市南区野間一―九一―三〇、九、二〇	三―一八〇六

井上まい後援会	井上 麻衣 井上 麻衣	福岡県福岡市南区野間四―一―三〇、三五―一〇七号	九、一九
いもと智子後援会	安藤 季彦 井元 智子	福岡県久留米市北野町八重亀五二―一六	三〇、九、六
いわなが利勝後援会	岩永 利勝 興梠 満春	福岡県嘉麻市平一四一四	三〇、九、二七
岡垣町から県議会議員を当選させる会	坂瀬 秀之 坂瀬 秀之	福岡県遠賀郡岡垣町大字手野一―二七―七	三〇、九、四
遠賀郡のために頑張る会	坂瀬 秀之 坂瀬 秀之	福岡県遠賀郡岡垣町大字手野一―二七―七	三〇、九、四
かじお充後援会	梶尾 充 林田多恵子	福岡県福津市中央五―一三―一〇	九、一三
糟屋地区の未来を考える会	丸山 康夫 時任 裕史	福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂二―一九―一	三〇、九、七
川上なおき後援会	金丸 倍久 鳥飼 正教	福岡県飯塚市片島一―四―六二	三〇、九、七
河島たいき後援会	河島 大紀 河島 秀輝	福岡県鞍手郡小竹町大字勝野一―六八七―一	三〇、九、二〇
小鴨由水後援会	小鴨 由水 小鴨 立郎	福岡県福岡市中央区渡辺通四―二―二五 福光ビル一〇二号	三〇、九、一九
小緑たかし後援会	小緑 貴史 大庭 政勝	福岡県北九州市戸畑区中原西一―二―二九	三〇、九、一二
清水みちこと人によさしいまちをつくる会	清水 倫子 坂田 幸子	福岡県福岡市城南区七隈四―三―三〇、一―すえよしビル二F	九、二〇
1000スイッチ	安達 愛 永本 絵理	福岡県福津市宮司浜二―一三―一四	三〇、九、二七
そのぎ俊昭後援会	彼杵 俊昭 廣瀬 正子	福岡県鞍手郡小竹町大字新多四五―一三	三〇、九、二五
高野みちお後援会	西原 親 田原 茂	福岡県みやま市高田町北新開九三〇、九、二〇	

高山正信後援会	高山 正信 高山 洋恵	福岡県八女市立花町兼松二八―一	三〇、九、二七
寺嶋輝次後援会	柴田 繁男 安部早知子	福岡県福津市須多田四〇―二―三	三〇、九、二二
中村清美後援会	中村 清美 廣津貴代子	福岡県直方市大字植木六五〇―一	三〇、九、二五
那須和也後援会	那須 和也 菅原 豊	福岡県直方市大字上新入三三四―二―一五	三〇、九、二五
はたひろし後援会	秦 浩 内田 武志	福岡県福津市宮司浜三―一九―八	三〇、九、五
深町善文後援会	眞崎 地邦 深町 節子	福岡県飯塚市高田六五四	三〇、九、三
松尾かつのり後援会	江藤 哲教 竹森 利明	福岡県鞍手郡小竹町大字新多一―五七三―二七	三〇、九、二〇
宮野一男後援会	仲谷 幸三 有本真佐子	福岡県鞍手郡小竹町御徳二―二三―四―二	三〇、九、二五
山口ゆうと後援会	熊谷 敦子 宮本 武夫	福岡県福岡市西区福重三―一―一	三〇、九、一九
山田ゆみこ後援会	山田由美子 山田ツヤ子	福岡県福岡市東区馬出四―一―一〇	三〇、九、一三
山本こういち後援会	山本 耕一 山本由美子	福岡県北九州市若松区新大谷町四―一―三	三〇、九、五
吉田浩一後援会	吉田 浩一 村井 光寿	福岡県福津市本木一八六八	三〇、九、一一
渡辺和幸後援会	渡辺 和幸 中村三喜夫	福岡県直方市大字頓野二―二〇―二	三〇、九、二五

福岡県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

9

平成31年2月22日 金曜日

福岡県公報

第4070号 増刊①

平成三十一年二月二十二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党 福岡県乗用 自動車支部	中井 真紀	代表者の氏名	中井 真紀	田中亮一郎	三〇、五、一七
自由民主党 宗像市支部	中村 氏正	代表者の氏名	中村 氏正	伊豆美沙子	三〇、六、一六

日本共産党 筑紫朝倉地 区委員会	村山 正美	代表者の氏名	村山 正美	田中 陽二	三〇、四、一
		会計責任者の 氏名	村山 正美	田中 陽二	

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
新井富美子後 援会	新井富美子	国会議員関係 政治団体の区 分	国会議員関係 治団体以外の政 治団体	法第十九条の七 第一項第一号及 び第二号に係る 国会議員関係政 治団体	三〇、九、七
		主たる事務所 の所在地	福岡県久留米市 津福今町三七三 一八	福岡県久留米市 六ツ門町二一一 三一二F	
		会計責任者の 氏名	新井富美子	新井 満	
井本宗司瓦田 後援会	畑 善三郎	代表者の氏名	畑 善三郎	花田 一之	三〇、九、一
		主たる事務所 の所在地	福岡県大牟田市 天道町八一二	福岡県大牟田市 不知火町二一一 〇一七西日本医 療センタービル	三〇、三、六
くわはら誠後 援会	桑原 誠	主たる事務所 の所在地	福岡県大牟田市 天道町八一二	福岡県大牟田市 不知火町二一一 〇一七西日本医 療センタービル	三〇、三、六

三F

田中たかし後 援会	田中 崇史	主たる事務所 の所在地	福岡県福岡市西 区徳永北一四一 二七一一F	福岡県福岡市早 良区室見二一一 六一一〇一一F	三〇、九、二
--------------	-------	----------------	-----------------------------	-------------------------------	--------

田中雅美後援 会	関 真喜雄	代表者の氏名	関 真喜雄	園田 照彦	三〇、九、四
-------------	-------	--------	-------	-------	--------

中山しげき後 援会	中山 吉森	代表者の氏名	中山 吉森	藤本 良一	三〇、九、一九
--------------	-------	--------	-------	-------	---------

直方鞍手医師 連盟	山近 仁	会計責任者の 氏名	藤井 英晴	戸田 幸博	三〇、九、一
--------------	------	--------------	-------	-------	--------

ふくおか市民 政治ネットワ ーク・福岡城 南	清水 倫子	主たる事務所 の所在地	福岡県福岡市城 南区七隈四一三 一一 すえよし ビル二F	福岡県福岡市城 南区七隈四一一 二二二八 In ternati onal Fr iendshi p House B一〇五	三〇、九、一
---------------------------------	-------	----------------	---------------------------------------	---	--------

松のぶ洋一後 援会	江頭 實好	主たる事務所 の所在地	福岡県久留米市 合川町二二三七 一一〇	福岡県久留米市 城島町声塚四一 六一四	三〇、八、五
--------------	-------	----------------	---------------------------	---------------------------	--------

もりた俊文後 援会	森田 俊文	主たる事務所 の所在地	福岡県福岡市南 区中尾三一二二 一七	福岡県筑紫郡那 珂川町仲一一一 二〇一二〇一	三〇、四、一
--------------	-------	----------------	--------------------------	------------------------------	--------

		代表者の氏名	森田 俊文	森田 雅子	三〇、九、三
		政治団体の名 称	もりた俊文後援 会	新しい風を起こ す会	

福岡県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定による政治

団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十一年二月二十二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

民進党福岡県参議院選挙区第3総支部

野田 国義 三〇、八、二〇

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称

代表者の氏名

川上なおき後援会(設立届出年月日 二三、一、一七)

金丸 倍久 三〇、九、七

谷口一成後援会

谷口 一成 二九、一二、三二

野本あきひろ後援会

野本 明裕 三〇、九、一

藤嶋よしこ後援会

須河内省三 三〇、八、三二

みやはら信孝後援会

宮原 信孝 三〇、八、三二

みやはら信孝を応援する会

清川 兼輔 三〇、八、三二

和田善久後援会

大山 和徳 三〇、八、三二

福岡県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成三十一年二月二十二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

資金管理団体の届出を公職の種類 資金管理団体の名称 主たる事務所の所在地 指定年月日

安達 愛 福津市議会 1000スイツ 福岡県福津市宮司浜一丁三十一四三〇、九、二七

議員 ち

荒武 見希 福岡県議会 荒武みるき後援会 福岡県福岡市南区野間一―九三―三〇、九、二〇

井上 麻衣 福岡市議会 井上まい後援会 福岡県福岡市南区野間四―一―三五 三〇、九、一九

小嶋 由水 福岡市議会 小嶋由水後援会 福岡県福岡市中央区渡辺通四―二― 三〇、八、二四

清水 倫子 福岡市議会 清水みちこと人 福岡県福岡市城南区七隈四―三一― 三〇、九、一八

森田 俊文 福岡市議会 もりた俊文後援会 福岡県福岡市南区中尾三―二―一七 三〇、九、三

山本 耕一 福岡県議会 山本こういち後援会 福岡県北九州市若松区新大谷町四― 三〇、九、一

吉田 浩一 福岡県議会 吉田浩一後援会 福岡県福津市本木一八六八 三〇、九、一一

新井富美子 新井富美子後援会 公職の種類 福岡県議会議員 衆議院6区 三〇、九、七

新井富美子 新井富美子後援会 主たる事務所 福岡県久留米市 福岡県久留米市 津福今町三七三 六ツ門町二一―

資金管理団体の届出を公職の種類 資金管理団体の名称 主たる事務所 指定年月日

新井富美子 新井富美子後援会 公職の種類 福岡県議会議員 衆議院6区 三〇、九、七

新井富美子 新井富美子後援会 主たる事務所 福岡県久留米市 福岡県久留米市 津福今町三七三 六ツ門町二一―

資金管理団体の届出を公職の種類 資金管理団体の名称 主たる事務所 指定年月日

新井富美子 新井富美子後援会 公職の種類 福岡県議会議員 衆議院6区 三〇、九、七

新井富美子 新井富美子後援会 主たる事務所 福岡県久留米市 福岡県久留米市 津福今町三七三 六ツ門町二一―

資金管理団体の届出を公職の種類 資金管理団体の名称 主たる事務所 指定年月日

新井富美子 新井富美子後援会 公職の種類 福岡県議会議員 衆議院6区 三〇、九、七

新井富美子 新井富美子後援会 主たる事務所 福岡県久留米市 福岡県久留米市 津福今町三七三 六ツ門町二一―

資金管理団体の届出を公職の種類 資金管理団体の名称 主たる事務所 指定年月日

新井富美子 新井富美子後援会 公職の種類 福岡県議会議員 衆議院6区 三〇、九、七

新井富美子 新井富美子後援会 主たる事務所 福岡県久留米市 福岡県久留米市 津福今町三七三 六ツ門町二一―

資金管理団体の届出を公職の種類 資金管理団体の名称 主たる事務所 指定年月日

桑原 誠 一八 三二二F  
 主たる事務所 福岡県大牟田市 三〇、三、六  
 会 くらわら誠後援 天道町八一二 不知火町二一一  
 の所在地 療センタービル  
 〇一七西日本医  
 三F

田中 崇史 主たる事務所 福岡県福岡市西 三〇、九、二  
 会 田中たかし後援 の所在地 区徳永北一四一 良区室見二一一  
 二七一一F 六一二〇一一F

福岡県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金  
 管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき  
 、次のとおり公表する。

平成三十一年二月二十二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出	資金管理団体の名称	取消年月日
宮原 信孝	みやはら信孝後援会	三〇、八、三一

福岡県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第二項の規定による政治団  
 体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとお  
 り公表する。

平成三十一年二月二十二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	届出年月日
みなさまの声を届ける会	稲富 修二	稲富由紀子	福岡県福岡市南区野間四	衆議院議員	三〇、一〇、二四 一一三五一一〇七

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
うみがめ会	阿部 弘樹	池上 清志	福岡県福津市西福岡二一一	三〇、一〇、三一
太田きよと後援会	太田 清人	太田 清人	福岡県遠賀郡岡垣町大字手野一	三〇、一〇、一〇 三四五一
おがたふみのり後援会	緒方 文則	緒方 幸恵	福岡県北九州市門司区高田一一	三〇、一〇、三 四一二五
おそえがわ千秋後援会	小副川千秋	伊藤 隆介	福岡県春日市昇町四一四二一一	三〇、一〇、一 一三〇六
川口みつひろ後援会	川口 満浩	川口ミヤ子	福岡県糟屋郡須恵町新原四四三	三〇、一〇、一三 一一九
きたがわ清文後援会	北川 清文	北川 沢子	福岡県朝倉市三奈木一五八一六	三〇、一〇、二九
こしいし好子後援会	興石 好子	中矢 三一	福岡県遠賀郡芦屋町大字船頭町	三〇、一〇、二三 二一五
ごとうかおり後援会	後藤 香織	後藤 香織	福岡県福岡市早良区南庄一一六	三〇、一〇、四 一一四
小林かずあき後援会	小林 一明	大石 恵一	福岡県糟屋郡志免町別府西二一	三〇、一〇、一九 二四一一六〇一
小林とき子後援会	小林 解子	甲斐征七生	福岡県久留米市青峰二一一四一	三〇、一〇、二四 三 小林方

下山あきひろ後援会 下山 昭博 下山 浩美 福岡県福津市西福岡二一〇一 三〇、一〇、二五  
六 藤瀬英明方

春光清心会 山脇 一輝 山脇 一輝 福岡県春日市光町三一五二二 三〇、一〇、一一

築上町の未来を築く会 北代 恵 西垣内 譲 福岡県築上郡築上町越路二一九 三〇、一〇、五

なじま成司後援会 南島 成司 楠原 絹代 福岡県久留米市北野町赤司一七 三〇、一〇、一五  
四九一一

野口のりこ後援会 柳井 勝 野口興一郎 福岡県遠賀郡岡垣町旭台五十四 三〇、一〇、一二  
一〇

畠中博文後援会 松岡 清美 畠中 和好 福岡県嘉麻市馬見七〇五一 三〇、一〇、九

花畑あきら後援会 花畑 明 友田 博文 福岡県築上郡吉富町大字広津一 三〇、一〇、九  
一九二一六

福井たかお後援会 福井 崇郎 福井 崇郎 福岡県福津市大石二二六 三〇、一〇、九

ほそおか伸介後援会 細岡 伸介 細岡ひとみ 福岡県久留米市篠原町四一一 三〇、一〇、二三

松岡ひでき後援会 山邊 光幸 是澤 知宏 福岡県田川市本町七一六 三〇、一〇、一

松嶋盛人後援会 松嶋 盛人 稗田 浩次 福岡県みやま市瀬高町小田一八 三〇、一〇、二  
二〇一一

やひろかずお後援会 井上 信幸 山崎 正司 福岡県筑紫野市阿志岐二二五〇 三〇、一〇、二二

やひろ浩二後援会 伊東 櫛夫 薄 昭人 福岡県福津市上西郷字カワラ六 三〇、一〇、二二  
八九一一

やまわき一輝後援会 山脇 一輝 山脇 一輝 福岡県春日市光町三一五二二 三〇、一〇、一一

渡辺つよし後援会 渡辺 毅 渡辺真知子 福岡県朝倉市小田一二七五 三〇、一〇、五

福岡県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次の

とおり公表する。

平成三十一年二月二十二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
---------	--------	------	---	---	-------

国民民主党 福岡県参議院選挙区第1総支部	古賀 之士	主たる事務所の所在地	福岡県福岡市早良区室見五一三	福岡県福岡市博多区博多駅前三一	三〇、一〇、一九
----------------------	-------	------------	----------------	-----------------	----------

国民民主党 福岡県第10区総支部	城井 崇	主たる事務所の所在地	福岡県北九州市八幡西区藤田一一四	福岡県北九州市八幡西区樋口町七一八	三〇、一〇、二五
------------------	------	------------	------------------	-------------------	----------

国民民主党 福岡県第10区総支部	城井 崇	主たる事務所の所在地	福岡県福岡市早良区祖原二二二五	福岡県福岡市早良区藤崎二丁目一二	三〇、一〇、一九
------------------	------	------------	-----------------	------------------	----------

自由民主党 福岡県北九州市八幡西区第八支部	村上 幸一	主たる事務所の所在地	福岡県福岡市早良区祖原二二二五	福岡県福岡市早良区藤崎二丁目一二	三〇、一〇、一九
-----------------------	-------	------------	-----------------	------------------	----------

自由民主党 福岡市早良区支部	平畑 雅博	主たる事務所の所在地	福岡県福岡市早良区祖原二二二五	福岡県福岡市早良区藤崎二丁目一二	三〇、一〇、一九
----------------	-------	------------	-----------------	------------------	----------

自由民主党 福岡市博多区支部	井上 博行	代表者の氏名	井上 博行	南原 茂	三〇、一〇、一九
----------------	-------	--------	-------	------	----------

日本共産党 筑後地区委員会	平山 賢治	代表者の氏名	平山 賢治	小林 解子	三〇、一〇、七
---------------	-------	--------	-------	-------	---------

自由民主党 福岡市博多区支部	井上 博行	代表者の氏名	井上 博行	南原 茂	三〇、一〇、一九
----------------	-------	--------	-------	------	----------

自由民主党 福岡市博多区支部	井上 博行	代表者の氏名	井上 博行	南原 茂	三〇、一〇、一九
----------------	-------	--------	-------	------	----------

自由民主党 福岡市博多区支部	井上 博行	代表者の氏名	井上 博行	南原 茂	三〇、一〇、一九
----------------	-------	--------	-------	------	----------

自由民主党 福岡市博多区支部	井上 博行	代表者の氏名	井上 博行	南原 茂	三〇、一〇、一九
----------------	-------	--------	-------	------	----------

自由民主党 福岡市博多区支部	井上 博行	代表者の氏名	井上 博行	南原 茂	三〇、一〇、一九
----------------	-------	--------	-------	------	----------

自由民主党 福岡市博多区支部	井上 博行	代表者の氏名	井上 博行	南原 茂	三〇、一〇、一九
----------------	-------	--------	-------	------	----------

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）



した者(代表者の氏名) 名称

太田 清人 岡垣町議会 大田きよと後援会 福岡県遠賀郡岡垣町大字手野一三四 三〇、一〇、七  
議員 会 五十一

緒方 文則 福岡県議会 おがたふみのり 福岡県北九州市門司区高田一四一 三〇、一〇、一  
議員 後援会 二五

後藤 香織 福岡県議会 ごとうかおり後援会 福岡県福岡市早良区南庄一六六一 三〇、一〇、一  
議員 会 四 パテイオ室見二〇五

細岡 伸介 久留米市議 ほそおか伸介後援会 福岡県久留米市篠原町四一一 三〇、一〇、二三  
会議員 議会

松嶋 盛人 みやま市長 松嶋盛人後援会 福岡県みやま市瀬高町小田一八二〇 三〇、一〇、二  
一

福岡県選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十一年二月二十二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の名称 異動事項 新 旧 異動年月日

古賀 之士 世界しりたかフ オーラム 主たる事務所の所在地 福岡県福岡市早良区室見五一 三区博多駅前三 三〇、一〇、一九

三一二一一二〇 一区博多 一室 一エスビル博多 七F E号

高橋 直也 高橋直也後援会 主たる事務所の所在地 福岡県三井郡大刀洗町大字本郷 三〇、一〇、二五

村上 幸一 村上幸一後援会 主たる事務所の所在地 福岡県北九州市八幡西区藤田一 三〇、一〇、一  
八幡西区樋口町 七十三

山本 耕一 山本こういち後援会 主たる事務所の所在地 福岡県北九州市若松区本町三一 三〇、一〇、一  
若松区新大谷町 四一三

八一一四